

平成26年7月15日発行 年4回(1・4・7・10月) 15日発行 昭和35年4月25日 第3種郵便物許可 第598号

東京土地家屋調査士会報

# むらさきよ

2014

夏号

No.598



## 参加レポート

- 1.平成26年度「初級測量実務研修会」の開催報告
- 2.台東区災害ネットワーク専門職会議の活動  
「うえの桜まつり」における広報活動  
第4回台東区の9土業による法律相談  
「下町～ライフ&ビジネス～よろず相談会」
- 3.練馬支部における支部制度広報活動の実施報告
- 4.測量の日記念「くらしと測量・地図」展の開催報告
- 5.東日本大震災被災者支援シンポジウム  
「被災者への法的支援を考える」

## 連載企画

- 1.土地家屋調査士のかけはし
- 2.新人刑事弁護士三崎薫の奮闘記(第6話)
- 3.民事事件と弁護士

## 会のうごき

- 1.入退会者情報
- 2.第76回定時総会開催報告
- 3.平成26年度東京法務局長表彰の実施報告

## 各部からのお知らせ

- 1.本会会館内における夏季服装の軽装化の実施について
- 2.2013年度版「東京土地家屋調査士会会員名簿」正誤表
- 3.会費の自動振替口座の残高確認について
- 4.「くらしと事業のよろず相談会」実施のお知らせ

## その他通知等

- 1.東日本大震災に関し被災者生活再建支援法が適用された地域に所在する土地を対象土地とする筆界特定申請についての手数料の算定における当該対象土地の価額の取扱いについて

- 2.土地家屋調査士法施行令の一部改正について
- 3.「住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市町村長の証明事務の実施について」(国土交通省住宅局長通知)の一部改正について
- 4.東京法務局府中支局における登記事務管轄の変更について
- 5.オンライン申請環境設定ソフト「らくらく」の提供終了について
- 6.国土調査法第19条第5項指定申請手続に係るQ&A集の作成と連合会ホームページ上での追加掲載について
- 7.東京法務局多摩出張所の統合による廃止について

## 編集後記

### その他

- 1.表示登記相談のご案内
- 2.常設「支部無料相談実施箇所」一覧表
- 3.用紙類購入申込書



東京土地家屋調査士会

2014

夏号

No.598

## 土地家屋調査士倫理綱領

1. 使命  
不動産に係る権利の明確化を期し、国民の信頼に応える。
2. 公正  
品位を保持し、公正な立場で誠実に業務を行う。
3. 研鑽  
専門分野の知識と技術の向上を図る。



撮影者：台東支部 浅川正雄会員

### 今号の表紙

昨年開催された、「下町七夕まつり」の様子。

かっぱ橋本通り(約1.2キロメートル)には、彩り鮮やかな笹飾りやくす玉が飾られ、土・日曜日には、パレードや模擬店など、楽しいイベントが沢山開催されます。また、会場は、東京スカイツリーの絶景ビューポイントです。

(台東区役所ホームページより引用)

# Contents

## 1. 参加レポート

(1)平成26年度「初級測量実務研修会」の開催報告	研修部	02
(2)台東区災害ネットワーク専門職会議の活動 「うえの桜まつり」における広報活動 第4回台東区の9土業による法律相談「下町～ライフ&ビジネス～よろず相談会」	会報編集副委員長 浅川 正雄	03
(3)練馬支部における支部制度広報活動の実施報告	練馬支部 石瀬 正毅	06
(4)測量の日記念「くらしと測量・地図」展の開催報告	広報事業部	08
(5)東日本大震災被災者支援シンポジウム「被災者への法的支援を考える」	会報編集委員長 瀧野 隆央	09

## 2. 連載企画

(1)土地家屋調査士のかけはし	岡山会 金関 圭子	11
(2)新人刑事弁護士三崎薫の奮闘記(第6話)	東京弁護士会 弁護士 氏家 宏海	13
(3)民事事件と弁護士	第二東京弁護士会 弁護士 早乙女宜宏	16

## 3. 会のうごき

(1)入退会者情報		18
(2)第76回定時総会開催報告	会報編集委員 小島健太郎	20
(3)平成26年度東京法務局長表彰の実施報告		21

## 4. 各部からのお知らせ

(1)本会会館内における夏季服装の軽装化の実施について	総務部	22
(2)2013年度版「東京土地家屋調査士会会員名簿」正誤表	総務部	22
(3)会費の自動振替口座の残高確認について	財務部	23
(4)「くらしと事業のよろず相談会」実施のお知らせ	広報事業部	24

## 5. その他通知等

(1)東日本大震災に関し被災者生活再建支援法が適用された地域に所在する土地を対象土地とする筆界特定の申請 についての手数料の算定における当該対象土地の価額の取扱いについて		25
(2)土地家屋調査士法施行令の一部改正について		27
(3)「住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市町村長の証明事務の実施について」 (国土交通省住宅局長通知)の一部改正について		28
(4)東京法務局府中支局における登記事務管轄の変更について		29
(5)オンライン申請環境設定ソフト「らくらく」の提供終了について		30
(6)国土調査法第19条第5項指定申請手続に係るQ&A集の作成と連合会ホームページ上での追加掲載について		31
(7)東京法務局多摩出張所の統合による廃止について		31

## 6. 編集後記

(1)編集後記		32
---------	--	----

## 7. その他

(1)表示登記相談のご案内		33
(2)常設「支部無料相談実施箇所」一覧表		34
(3)用紙類購入申込書		35



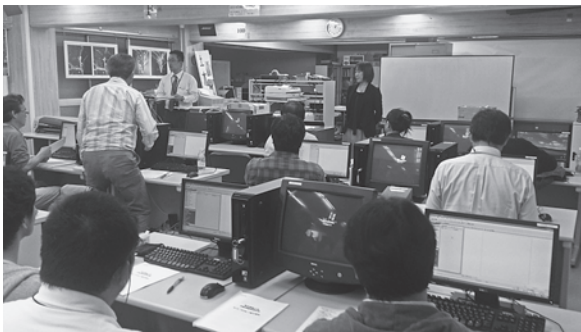
## 参加レポート

## 平成26年度「初級測量実務研修会」の開催報告

〔研修部〕

参加レポート

測量機器の取り扱いから観測、地積測量図作成までの基礎的技術の習得を目的に、平成26年4月19日(土)・26日(土)・27日(日)に「初級測量実務研修会」が開催されました。そこで、参加受講者のアンケートより、一部抜粋にて、開催報告いたします。



## 先生方の熱意が伝わってくる研修の構成内容でした

立川支部 村重 瞳

土地家屋調査士に登録したからには「測量はできません」では、お話にならないので不安に思っていました。

土地家屋調査士会より初級測量実務研修会の案内をいただき、すぐに申し込みました。

3日間という短い期間でしたが、先生方の「知識をなるべくたくさん効率よくつめこんであげよう」という熱意が伝わってくる研修の構成内容でした。

これからも日々研鑽を積み、きちんと業務ができるよう努力していきたいと思えます。



## はずかしいような、くやしいような

目黒支部 三浦清美

開業して11年になりました。

色々な現場を経験し、なんとか成果を作ってきました。

そこでふと間違った方向に進んでいないかと思い、申込みをしてこの会場へ来ま



した。

やっぱりそれているところがありました。

助教にチクリと言われ、はずかしいような、くやしいような。

でも、事務所の責任者として職員を指導するには基本が大切であると知り、今回の初級測量実務研修は、実に成ったと感謝しています。

今後も職員に誤った指導をすることがないように、研修会には参加し、基礎力を身につけ創力へ発展させていきたいと思えました。

## 秋に開かれる中級にも出たいと思っております

府中支部 奥山政知

土地家屋調査士の試験に合格してから30年を経ましたが、東京土地家屋調査士会の研修会等に参加する度に自分の勉強不足を感じておりました。点検の大切さ、確認の必要性を感じましたので、今後は積極的に研修会、勉強会、講習会等に参加していこうと思えます。

秋に開かれる中級にも出たいと思っております。

講師の先生方、ありがとうございました。



## 今回学んだことを今後に生かし、精進したいと思います

土地家屋調査士法人中央測量設計事務所

補助者 岡 直樹

今回初めて測量研修会に参加し、とても良い経験になりました。器械設置の仕方や、対回観測手簿の書き方等、初めてやることばかりでしたが、助教の方や周りの研修生に助けられながらなんとか修了できました。

## 率直に参加して大変よかったと思えます

埼玉会 成毛 実

測量機器の扱いと測量ソフトのオペレーションができれば、何となく形になってしまうために、自分の力量の不足にも気付かない調査士さえいるのではと考えます。

このような研修を行って、調査士の最低ラインの確保と、さらにそれに積み重ねる、各種研修(特に測量)をすることで、調査士の社会的な信頼も上がっていくのではないかと思います。

秋に中級の測量研修があるそうですが、またお世話になりたいと思います。

この度は本当にありがとうございました。



東京土地家屋調査士会研修部では、下記の日程で『基準点測量研修会』の開催を予定しております。詳細については、追ってご連絡致しますのでご期待ください。

## 記

- ・開催日：(事前講習)10月4日(土)  
(実務研修)10月11日(土)～13日(月・祝)
- ・研修会場：専門学校 中央工学校
- ・研修内容：地積測量図の作成、及び法14条地図作成作業を進める上で必要な知識と技術の習得  
\* 日程及び内容については、変更になる可能性があります。



## 参加レポート

# 〈台東区災害ネットワーク専門職会議の活動〉 「うえの桜まつり」における広報活動 「台東区地場産業ふれあいフェア」への参加

会報編集副委員長 浅川正雄

前回の会報で、「台東区災害ネットワーク専門職会議」(略称：台東災害ネット)について報告させていただきましたが、今回は、6月5日(木)に開催された「第4回下町よろず相談会」(以下「よろず相談会」)に向け、その相談会の告知並びに土業の広報活動として上野恩賜公園で開催した、「うえの桜まつり」(4月11日～13日)の、参加レポートを報告いたします。

上野恩賜公園は桜の名所として知られていますが、毎年3月下旬から4月中旬(今年は3月21日～4月13日)まで「うえ

の桜まつり」が行われています。その期間の最終金・土・日の3日間で、東京商工会議所台東支部と上野観光連盟の主催で開催される「台東区地場産業文化ふれあいフェア」(以下、「ふれあいフェア」という)に、台東支部は、台東区災害ネットワーク専門職会議(略称「台東災害ネット」)の構成団体の一員として参加しました。

昨年に続き、今年で2度目の参加となりますが、昨年は、3月の陽気のせいではほとんどの桜が散っており、「桜まつり?」と言う気分でした。さらに、最終日は強風でテントが飛ばされそ

うになったため、3日目の午前中で終了となりました。

また、昨年の相談会告知は、ポスターとチラシのみでしたが、プロジェクト会議で協議の結果、今年の開催場所はビルの5階であるため、通常以上の告知が必要となるとの判断から、ポケットティッシュを作成し配布をしようと決めました。さて、デザインをどうするかという打合せの際、台東災害ネットの江口代表幹事からの「浅川先生、お願いします。」の一言により、私がデザインを考えることになりました。当初、チラシの小型版を考えましたが、字が読みにくくなるため、各士業の相談内容の文言を削り、士業名のみ記載に仕様を変更し、相談会の開催概要が分かるよう、場所・日時をポケットティッシュのサイズにあわせて大きくしてみました。

さて、相談会当日の朝、支部黒川さんの協力により区役所から相談会ポスターとチラシを預かり、本会オリジナル広報グッズのクリアファイルとメモ帳を持参して、会場に到着しました。まずは会場のセッティング開始です。



昨年とは違い、今年はまだまだ桜が見頃で、天気も良さそうです。あとは、昨年のように強風が無いことを祈るだけです。ふれあいフェアが開催される3日間は、9士業による制度広報のため、各士業3時間ずつ交代での活動となります。土地家屋調査士会台東支部の担当は、初日の午後4時から午後7時までのため、一旦事務所に帰った後、出直すこととなりました。

この「ふれあいフェア」では、上野恩賜公園の竹の台広場に約40のテントが張られ、両脇のテントが物販、真ん中のテントが飲食関係の店となります。

我々台東支部のテントの前は、「角ハイボール」の黄色い幟を掲げた飲食店です。午後4時とはいえ、天気も良く、喉が渇く時間ですが、誘惑に負けないように、ポケットティッシュや本会オリジナル広報グッズをテーブルに並べ、配布を開始しました。受け取った人からは、どんな士業が参加するのか、どんな相談が出来るのか、また、台東区の住民ではないが相談



できるのか等の質問がありました。夕方6時を過ぎて人通りが少なくなってきたところで、少し喉を潤し、初日は終了となりました。

この3日間の活動の目的は、その後の6月5日に開催される「第4回下町よろず相談会」の事前告知でしたが、士業によっては、数件の簡単な相談を受けてよろず相談会へのお誘いも行ったようです。このよろず相談会、今までの相談会場は、駅構内、区役所1階、かつば橋まつりの会場、と、比較的場所に恵まれ、当日受付の相談者も多数いましたが、今年はビルの5階での開催のため、どれだけの相談者に来ていただけたか、不安です。今回配布したポケットティッシュの効果に期待し、一先ずこのレポートを終了します。



(6月5日の「第4回下町よろず相談会」の開催結果については、原稿締め切りの関係で、別の記事でご報告いたします。)

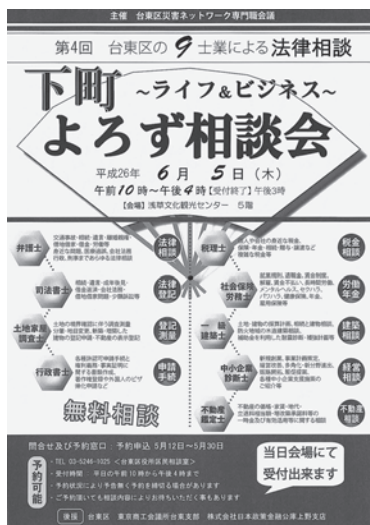


## 参加レポート

# 〈台東区災害ネットワーク専門職会議の活動〉 「第4回 台東区の9士業による法律相談 下町～ライフ&ビジネス～よろず相談会」の実施報告

会報編集副委員長 浅川正雄

参加レポート



「うえの桜まつり」の広報活動記事のとおり、台東支部が企画している台東区災害ネットワーク専門職会議(略称「台東災害ネット」)主催で、6月5日(木)に「第4回 台東区の9士業による法律相談 下町～ライフ&ビジネス～よろず相談会」が実施されました。今回は、台東区災害ネットワーク専門職会議9士業に、公証人と台東区保健師を加えたメンバーでの開催となりました。

当日は、関東地方が梅雨入り宣言された日であり、この模様の中、さらに、相談会場が浅草観光センターの5階のため、相談者がどのくらい来ていただけるか心配する中での開催となりましたが、相談会開始時間前に6組(内2組は予約)の相談者が早くも来場され、急遽、相談ブースが5つの予定を6つに増やして相談会が始まりました。



その後も、相談者が来場し、昼前には計12組の相談件数となりました。午後は、相談者が途切れることはなかったものの、空きブースが目立っており、このまま終了すると午後の予約者を含め20組あるかないか、という状況でしたが、午後3時前に、多数の相談者が来場したため、さらにもう1ブース増やすこととなり、最後は合計7ブースを使用した相談会となりました。

最終的な相談件数は、25件(うち、予約10件、当日受付15件)で、このうち、土地家屋調査士が相談に関わったのは2件でしたが、複数士業による合同相談会としてはまずまずの成果だと思います。これも、町内会の掲示板へのポスター掲示やポケットティッシュの配布を、各士業が積極的に協力した結果だと思います。

また、公証人と保健師が参加していただけたことにより、対応できる相談の幅も広がった相談会となりました。特に、保健師の参加により、単に法律だけでは解決できない相談者の心のケアも含めて対処できたことが、収穫となりました。





## 参加レポート

# 練馬支部における支部制度広報活動の実施報告 「第31回親子凧あげ大会」参加レポート

練馬支部 石瀬正毅

参加レポート

## <はじめに>

皆様、ゴールデンウィークはいかががお過ごしだったでしょうか？

私が所属する練馬支部では、十数年にわたり、制度広報活動の一環として「親子凧あげ大会」に参加しております。

この凧あげ大会に参加するまでは、家族サービスをするために「そうだ、温泉に行こう!」などと、どこかで聞いたようなフレーズが口から飛び出し、渋滞している伊豆に6時間かけて出かけ、平時より3倍ほどの宿泊料を払い、さらに大渋滞している帰路を8時間かけて帰ってくるような、どちらかといえば苦行に満ちた祝日を過ごしていました。それに比べて、この行事に参加するのは、安い・近い・短い、と三拍子揃っており、私にとっては嬉しい行事です。毎年家族で参加しておりますが、凧を揚げる機会が他にはないので、子供たちも楽しく過ごしているようです。

## <開催概要>

5月5日(月・祝)に開催された今回の大会において、参加者は14事務所31名でした。本会からは、視察として財務・広報事業部担当大倉副会長、瀧野広報事業部担当理事、浅川会報編集副委員長にご参加いただきました。遠路遥々ご参加ありがとうございました。

都立大泉中央公園で開催されるこの凧あげ大会は、今年で31回目を数えます。年配の方はご存知かもしれませんが、この大泉中央公園は、旧東京ゴルフ倶楽部の跡地です。ここでラウンドされた方はいらっしゃるでしょうか。名門ですので羨ましいですね。

さて、話を戻しまして、開催概要ですが、主催は「大泉凧の会」、共催として大泉学園町長栄会、後援として公益財団法人東京都公園協会と練馬区教育委員会で開催されており、東京土地家屋調査士会練馬支部は、協賛として参加しております。午前11時に開会式が行われ、大凧が並び前で来賓の挨拶

が行われます。並べられた大凧は、新潟県三条市発祥の六角凧です。八丈太鼓の演奏が行われ、気分を盛り上げてくれます。

## <いざ! 凧あげ!>

開会式後は大凧を揚げます。皆が20メートルピッチで立って、凧と凧糸を持ち、一斉に走って凧を揚げていきます。大凧を揚げるため、皆で何度もダッシュしたものの、風が弱く、なかなか上空の風に乗るまでにはいきませんでした。数分間ほど揚げることができました。例年、上空の風に乗る凧が安定





した所で、付近にいる子供たちを集めて軍手を付けさせ、大きい凧を揚げる感触やその引きの強さを体験させて子供たちの喜ぶ顔を見て楽しんでいるのですが、今大会では、残念ながら出来ませんでした。悔しいので、午後にも別の凧で揚げてみたのですが、今度は風が強すぎて凧糸が切れてしまい、道路向かいにある和光樹林公園に飛んで行ってしまいました。墜落した所がカラスの巣だったらしく、20羽程のカラスがビックリして空を飛びまわっていました。カラスにとっては大迷惑ですね。練馬支部では、凧の揚がり具合で年度初めの景気を占っているのですが、今年度は停滞といった所でしょうか。来年こそ高々と揚げたいと思います。

### <子供たちの楽しみ>

午後になると、参加している子供たちに400枚の凧を無料で配布します。白地の凧を配布するので、会場に用意されたクレヨンで絵を描き、グラウンドを子供たちが走り回って凧を揚げます。私が子供の頃の練馬区は、空き地がまだまだたくさんあって、正月に凧を揚げたものですが、今、練馬区は世田

谷区に次ぐ人口数2位のベッドタウンになり、空き地もなくなってしまいましたので、この公園は、子供たちにとっては、凧を揚げられる貴重な場所となっています。

### <おわりに>

練馬支部の制度広報活動としてこの凧あげ大会に参加しているのですが、区民の皆様や大会参加者に、大凧に書かれた我々の資格名称を見ていただく良い機会だと感じております。昔は大凧に武者絵を描き、その脇に小さく資格名称を書いていたのですが、凧が墜落して新調する際に、予算の関係で絵を断念して資格名称だけというデザインに変えたのですが、今となっては、この方がインパクトがあると感じております。

アドバルーン効果を狙った単純な制度広報ですが、この凧を見た子供たちが、「あれ何て読むの?どういう意味なの?」と親に尋ねる、といった会話が、あちらこちらで生まれることを望んで、これからも凧を揚げていきたいと考えております。

参加レポート





## 参加レポート

# 測量の日記念「くらしと測量・地図」展の開催報告

参加レポート

〔広報事業部〕

去る6月4日(水)～6日(金)にかけて、本会が例年参画している標記イベントが、新宿駅西口イベントコーナーで開催されました。

本会は例年同様、登記・測量に関する無料相談所を開設し、3日間の相談件数は24件となりました。

次年度においても、引き続き各団体において企画・展示内容を検討し、さらに充実させたイベントを目指すこととなりました。土地家屋調査士制度についても、一般の方々に理解いただけるよう、広くPRに努めていきたいと考えております。

**「くらしと測量・地図」展**  
～世界文化遺産・自然の巻が富士山～

平成 25 年 6 月 26 日世界文化遺産に登録された富士山に関する地図等を展示します!

日時 平成 26 年 6 月 4-6 日 10:00▶19:00 (6日午後17:00)  
場所 新宿駅西口広場 イベントコーナー

入場 無料

伊勢原(コア展示)

その他の主な展示内容

- 東京の今と昔
- 伊勢原と江戸の地図
- 距離あてゲーム
- 測量結果の活用情報
- 東京およびその周辺に関するいろいろな地図
- 標記が利用できる様々な地図
- 東京中電の電子7
- 登記・測量無料相談コーナー
- 測量が育んだ街の展示

主催 「測量の日」東京地区実行委員会 共催 東京都 後援 新宿区

「測量の日」東京地区実行委員会構成団体  
国土交通省国土地理院関東地方測量部  
(一社) 東京都測量設計業協会  
(公社) 日本測量協会関東支部  
(一社) 地図調整技術協会  
(一社) 地図協会  
(一財) 日本地図センター  
東京土地家屋調査士会  
中央工学校

問い合わせ先 「測量の日」関東地区実行委員会事務局  
国土交通省国土地理院関東地方測量部  
〒102-0074 東京都千代田区九段南 1-1-15  
九段南 2 合同庁舎 9 階  
☎ 03-5213-2051

お申し込みの際は各公共交通機関をご利用下さい。

「くらしと測量・地図」展 チラシ



当日の様子

「測量の日」東京地区実行委員会構成団体：

国土交通省国土地理院関東地方測量部

(一社) 東京都測量設計業協会

(公社) 日本測量協会関東支部

(一社) 地図調整技術協会

(一社) 地図協会

(一財) 日本地図センター

学校法人中央工学校

東京土地家屋調査士会



## 参加レポート

# 東日本大震災被災者支援シンポジウム 「被災者への法的支援を考える」

会報編集委員長 瀧野隆央

参加レポート

平成26年6月7日(土)午後1時30分～4時30分、弁護士会館(東京都千代田区霞ヶ関1-1-3)2階講堂「クレオ」にて、日本司法支援センター(法テラス)主催で開催された標記シンポジウムに出席しました。

査]を行っており、その結果とあわせて、3年間の活動を通して司法過疎地における被災者支援のあり方を考えるというシンポジウムでした。

被災者の苦しみに向き合い、被災地ニーズ調査から見えてきた課題

参加無料

東日本大震災 被災者支援シンポジウム  
被災者への法的支援を考える 法テラス

2014.6.7(土) 13:30~16:30

会場 弁護士会館2階 講堂「クレオ」B・C  
(東京都千代田区霞ヶ関1-1-3)

内容

- 基調講演①「これからの被災者支援のあり方を考える～被災地ニーズ調査の結果から」  
講演者：東京大学社会科学研究所 佐藤岩夫教授
- 基調講演②「原子力損害賠償支援と弁護士の相談活動」  
講演者：日本弁護士連合会 丸島俊介弁護士
- パネルディスカッション(※50分間)  
-石川哲(法テラス岩手所長 弁護士)  
-小山田泰彦(岩手県司法士会副会長 司法書士)  
-保原清一(法テラス南三陸支所 司法書士)  
-佐藤隆信(宮城県東松島市職員 法テラススタッフ弁護士)
- コーディネーター：瀧野隆(弁護士 元法テラス民事法律扶助課長)

お問い合わせ先  
法テラス本部総務課 Tel.050-3383-5333



東京大学社会科学研究所 佐藤岩夫教授による基調講演「これからの被災者支援のあり方を考えるー被災地ニーズ調査の結果からー」と、丸島俊介弁護士(原子力損害賠償支援機構理事)による基調講演「原子力損害賠償支援と弁護士の相談活動」に続き、保原江若手地方事務所事務局職員(当時)による活動実績報告が行われ、休憩を挟んで、岩手弁護士会石川哲弁護士(法テラス岩手地方事務所長)、岩手司法書士会副会長小山田泰彦、福島県弁護士会鎌田毅弁護士(福島原発弁護団)、菊田清一(法テラス南三陸出張所主幹)、東京弁護士会佐藤隆信弁護士(東松島市職員)と基調講演を行った両名を加えて、パネルディスカッションが行われました。

東日本大震災が発生して約3年が経過し、その間、法テラスは被災地で支援活動に取り組んできました。現在、岩手県に法テラス大槌と法テラス気仙、宮城県には、法テラス南三陸、法テラス山元、法テラス東松島が出先拠点として被災者への相談対応を行っており、各地域に浸透しているようです。一昨年の年末に、アンケートを行ったほか、昨年の5月から7月にかけて出張インタビューによる「被災者法的ニーズ調

いずれも、キーワードは「司法過疎(地)」であり、「個より周囲に遠慮する気質」だと感じました。司法過疎地は、弁護士・司法書士という資格者が少ない地域であり、住民にも、法律問題に対する認識や個人の権利への意識が薄い。弁護士が何をやる職業かは何となく聞いたことがあっても、司法書士とは何者?という地域であるため、この地域的な要因が、相談

支援活動における障壁として存在しており、その克服に関する報告と議論が行われていました(土地家屋調査士は、首都東京であっても社会的認知度においては「過疎状態」であり、「身につまされる思い」で聴いていました。)

この地域では、避難所を訪れた土業者から「法律相談を受けます」と言われても、何を相談すれば良いかが分からない。(よそ者の)弁護士と個別に話をしただけで「周りから何やら怪しまれる」。地域の気質として「自分ひとりが他人と違うことをする」「近隣と法律問題で争う」ことなどはタブー視され、本人が承服できない問題を抱えていても、それが「問題」であるという自覚が無かったり、例えば問題と認識しても、法的手続きではなく「仲介」や「口利き」で解決して欲しいと考える人がほとんどであるということでした。

(小職が相談員として対応した昨日の表示登記相談会でも、似たようなことを仰っていた東京都民の方を思い出し、小職の地元も似たり寄ったりかなと感じました。)

法テラスといえども、事務所を開設すれば相談者が来所するというわけではなく、被災者が抱える障壁(距離面、費用面、情報(量・質)面のほか心理的なものも含む。)を克服し、被災者が内に抱える潜在的な問題を掘り起こすために、事務局職員とスタッフ弁護士自らが、アウトリーチ活動として、その障壁の中に飛び込み、避難所や仮設住宅を巡回し、地元行政の協力を仰ぎながら、地域住民との信頼関係の構築に努めてきたそうです。

実際、法テラス南三陸出張所の菊田清一主幹は、地元採用の元消防士であり、自身の明るいキャラクターと方言を活用して、被災者を個別訪問し、身の上話を聞きながら徐々に相

談へと誘導していったそうです。また、出張相談に使う車輛には、普段「法テラス」の名称表示がされているそうですが、相談者の要望によってはそれを外し、時には相談者を車輛に招き入れ、時には不審者がいると110番通報の誤解を受けながら、相談対応を行ってきたそうです。被災当初は、「相談担当弁護士には、被災者に向かって否定的な表現を厳に禁止し、応対させていた」などの苦勞話が披露されていました。

災害発生当初の避難所、避難所から仮設住宅、高台等移転先、そして仮設住宅も「借り上げ仮設住宅」と通常の(?)仮設住宅等、状況は時期やケースによってそれぞれ異なっており、その時々状況に応じて被災者の問題や法的ニーズは変化しているそうです。それを把握するための調査であり、議論するためのシンポジウムであります。復興途上にある現地の状況はこれからも変化し、被災者の抱える問題も変わっていくことが見込まれる中、今後も被災者に寄り添う立場で、相談対応に取り組むことを確認して閉会となりました。

阪神・淡路まちづくり支援機構附属研究会が編集した書籍「土業・専門家の災害復興支援」でも、この「障壁」について述べられており、被災者の気持ちに寄り添う姿勢が大事であるといった同様の記述が所々に見られたことを思い出し、やはり、基本は同じなのだと感じました。

最後に、さきに紹介した各法テラス出張所では、専門家による無料相談として土地家屋調査士も参加している事が、同法テラス出張所のホームページに掲載されています。本会でも、第75回定時総会で被災地支援活動について質問を受けたところでもありますので、次の機会には、岩手・宮城両会の状況について取材・情報収集を行いたいと考えています。



# 晴れのくに おかやまより

岡山県土地家屋調査士会 金関圭子

東京会の皆様、はじめまして。「晴れのくにおかやま」より、瀬戸内の風をお届けします。



瀬戸内海の風景

季節は初夏。おりしもこの原稿を前にして、今私はアートに包まれている。

昨日のこと。依頼者を訪問した。その玄関のドアを開けると、驚いたことに建物内は住空間ではなく画廊になっていた。依頼者は、大学で教鞭をとりながら趣味の絵画を収集しているらしい。自然の風景をモチーフにした作品の数々、風にそよぐ小立と、かすかに揺れる水面の波紋が光を放って、息をのむ清々しい美しさ。あたかも自らの体が風になって木々の間を吹き抜けているような錯覚に陥る。

一昨日、私の大好きな音楽家のコンサートだった。実はこの音楽家、地元岡山の歯科開業医であるが、趣味の音楽を楽しむため自宅横にホールを建築してしまったのだ。竣工15周年記念、約50名の観客がスタンウェイとクララ・シューマンの愛したスタインベックの2台のピアノ、彼の奏でるチェロの音に魅了された。かつてNY在住のルース・スレンチェンスカ

という天才ピアニストに出会った彼は、その演奏に瞬時に心を奪われ、彼女を日本に呼び寄せた。岡山県北にある、樹齢千年といわれる醍醐桜を前に奉納演奏をしたのは10年前、昨年末は東京都文京区の求道会館で東北復興チャリティーコンサートを開催した。その翌日、彼らは宮内庁に出向き、美智子皇后と、ピアノ、バイオリン、チェロのカルテットで演奏を楽しまれたそうだ。

私自身、自分の感性でルース・スレンチェンスカ先生のピアノを聞いたのはその求道会館が初めてだった。齢90歳の小さな体から出る想像を絶するエネルギーに満ち溢れた演奏は、全身の細胞が活性化し、みるみる浄化されていくような感覚で、自然と涙があふれる。会場は一体となり、湧き上がり、最後は拍手が鳴り止まず、スタンディングオベーションである。興奮さめやらぬ中、私は演奏後の楽屋の彼女を訪問し、その小さな手を握り締めた。

私には、絵心も音感も、それを学問的に理解する知識も、ない。しかし、絵画を通じて、木々の息づく自然の中に魂を奪われ、音楽を通じて中世ヨーロッパの優雅な音と空気を体感し、心が震える感動を味わうことができる。しかも、遠くNYで暮らす、およそゆかりのなかったはずの天才ピアニストの手をとって「すばらしい演奏をありがとう」と伝えることができる。

ところで、岡山といえば、後樂園、大原美術館といった正統派観光名所がある。

後樂園は、今から300年前、岡山藩主の池田綱政公が家臣の津田永忠に命じて造らせた庭園である。園内には、メンテナンスフリーの土木技術が駆使されていて、建物の基礎、園内を巡る旭川から汲み上げてまたその下流に戻すという、小



川の計算尽くされた勾配や石造りの最終柵、「守破離」の観点から植栽された木々があり、そして圧巻なのは、小高い丘から見降ろす井田である。ガイドブックには書かれていない説明も多々したいところではあるが、話を先に進め倉敷の大原美術館に移すと、1600年代に描かれたエル・グレコの「受胎告知」、モネやピカソなど、大原孫三郎の収集した絵画がその中に収められている。



しかし、何よりも皆様にご紹介したいのは、穏やかな海に浮かぶ多数の島々の美しい瀬戸内の景色そのものなのである。これを眺める一番のスポットは、来岡された方へのお楽しみとする。

そして、この瀬戸内の島々が、今、アートで燃えている。2年に一度開催される瀬戸内国際芸術祭では、直島、犬島をはじめたくさんの島々でアートが楽しまれている。オフシーズンの直島地中美術館で、大理石の敷き詰められた床に寝そべりながら、モネの「睡蓮」を見上げる至福の時間も贅沢であるが、ハイシーズンのそこは観光客であふれ、かつて過疎地区の住民であったお年寄りたちは、観光客をもてなし、会話し、ふれあい、何よりみんな笑顔である。

芸術とは、それ自体なんら生産性をもたないが、人のつながりを生成する力をもつ。

アートにこうして人のつながりを生成する働きがあるのであれば、演繹的に、私たちの仕事は「人と人」、「人と土地」をつないでいく力をもっており、私たちの集団はまさにアーティストの集団なのではないか、と感じている。先にご紹介した音楽家は、「芸術と文化は最大の武器である」とも言っている。

農家として米作りをする人、先祖から譲り受けた家の文化と財産を次世代へ繋いでいく人、自分の代で手に入れた家を守りたい人、事業の成功を夢見る人、心が折れそうな人、人、人。自らの職能を通して、こうした人と人の営みをつないでいく無限の可能性を秘めた役割を担うアーティストの一人として、瀬戸内地方の小職は、奇跡的にも開業して15年が経過した。地盤も人脈も資金もなく、その上経験もなく、「キミは3年もたないだろう」と言われたのが始まりだった。

すべての土地家屋調査士の仲間に Blessed in art , aloha!



## 第6話 保釈(後編)

(\*このお話はフィクションです。)



弁護士(東京弁護士会) 氏家宏海

### <前回までのあらすじ>

岩本は、覚せい剤取締法違反(覚せい剤所持)で逮捕、勾留され、起訴された。岩本は、犯行を認めて自白しており、起訴後、保釈されることを希望していた。そこで、岩本が起訴された後、弁護人である三崎薫は、岩本の保釈を求めて、保釈請求書を裁判所に提出した。

保釈請求書を提出した翌日、三崎のもとに裁判官から電話が入った。

「被告人<sup>1</sup>岩本の件で、保釈についてお話ししたいのですが…。」

通常よりも、裁判官からの連絡が早く、三崎は驚いた。犯行を認めている覚せい剤所持の初犯であれば、ほぼ執行猶予判決<sup>2</sup>になる。したがって、保釈も認められやすい。裁判で執行猶予判決が受けられるのに、あえて逃亡して罪を重くすることは考えられないため、裁判まで身体拘束をする必要がないことなどがその理由である。

とはいえ、翌日に連絡がくるとは、裁判所も、また、意見を述べた検察官も迅速に対応をしていると感じられた。

「裁判官としては、事案からしても保釈が相当であると思っておりますが、保釈金については、どのようにお考えでしょうか。」

予想通り、保釈を認めることを前提に保釈金の交渉である。保釈金の交渉は、金額の交渉ではあるのだが、単に額だけが問題になるのではなく、保釈金を準備するのが誰か、また、現金で納付するのか保証書で納付するのかということを経済的に検討することになる。

「岩本さんは、フリーターで、ぎりぎりの生活をしており、貯金もありません。しかも、今回の事件を受けて失職しています。そのため保釈金は、ご両親が協力して用意してくれること

になっております。しかし、父親が自営業でやっている金物の小売店の売り上げは赤字が続いているそうです。貯金もほとんどないと聞いています。そのため、保釈金としては、100万円ぐらいが相当であると思います。」

「100万というのは、ちょっと…、考えておりません。一般的に考えて、200万円くらいは必要と考えますが。」

「いや、200万円であれば、用意することはできないと回答を受けております。では、150万円にはならないでしょうか。本人のものも含めて家族全員が預金を下ろして、100万円あるかどうかという状態だそうです。保釈金が100万円を超えた場合は、父親が会社の方の支払いを遅らせてもらうなどして現金を用意するときいています。そのようにして用意できるのは50万円が限界だそうです。家族と本人との関係はよく、150万円の保釈金でも抑止力は十分であると思います。」

抑止力とは、簡単に言うと、「保釈金を没収されると困るので逃亡しない」と思うことである。保釈が決定される時には、必ず条件が付される。住む場所は定められて裁判官の許可なく、そこから勝手にいなくなったり、長期の旅行に行ったりしてはいけない。当然、証拠隠しや証人になることが予想されている人に働きかけるなどの罪証隠滅行為をしてはいけないし、裁判所等から呼び出しを受けたら必ず出頭しなくてはならない。このような条件を破った時には、保釈は取り消され、保釈金は没収されることになる。金銭的に豊かであれば、150万円くらいの保釈金を失ってもよいと国外逃亡など企てるかもしれない。しかし、一日でも早く釈放されたいと思って、自分の持っている貯預金全てを支払って保釈されたような場合、逃亡や罪証隠滅をして、それらが全て没収されることよりも、執行猶予判決を受けて、保釈金も戻ってくることを選ぶのではないだろうか。

このように、保釈金は、被告人の経済状況を見て、その人にとって抑止力を有する金額が選択される。もっとも経済状況

だけでなく、犯行を認めていない場合や、裁判で実刑になる可能性が高いと思われるような事情がある場合には、逃亡の恐れが高くなることから、保釈金も高額となる<sup>8</sup>。

三崎の話聞いた裁判官は、少し考えるような間を置いて、話し始めた。

「150万円は一般的に考えて少ないように思いますが、ちょっと資料の補充をお願いします。ご本人はフリーターをしていたということですから、逮捕前までの給料があるのではないのでしょうか。また、住所と家族状況を確認したいので住民票があればFAXしてください。」

三崎は、「わかりました」と答え、電話を切ると、そのまま岩本の母親に電話をかけ、逮捕前までの給料について尋ねた。すると、岩本のバイトの給料は、バイト先から振り込まれたが、ちょうど携帯電話料金と車のローンの引き落とし時期であり、すでに引き落とされてしまっているとのことであった。そこで、三崎は、岩本の母親に頼んで、振込と引落がわかるよう通帳のコピーをFAXしてもらうことにした。また、保釈金額について、岩本の母親は、160万円が限界であり、それ以上であれば、保釈はあきらめるしかないとのことであった。

岩本の母親の話聞いた三崎は、なんとしても保釈金を160万円として、保釈を認めさせなくては、と思い、ふたたび裁判官に電話をすべく、受話器を握った。

三崎は、裁判官に電話をかけ、岩本の給料の使途と岩本に借金があること、そして両親が保証金額として160万円が限界と述べていることを伝えた。さらに、今回は執行猶予が見込まれる事案であり、現実的に逃亡や罪障隠滅の恐れが考えられないのだから、保釈が認められるべきであること、現実的に用意ができない額で保釈が決定されても意味がないのであるから、保釈金は160万円としてほしいことを訴えた。そして、資料として、住民票だけではなく、岩本さんの通帳のコピーもFAXした。全ての刑事事件は、全ての異なる個人の事件である。前例も大切ではあるが、それぞれの人を見て、意味のある運用が必要であると三崎は考えていた。

裁判官は、三崎の話聞き終わると、「資料も見て検討します。できるだけ早く結果はお伝えします。」と述べ、電話を切った。

裁判官の口調は結果を暗示させるものではなかったが、三崎は、これは期待できるのではないかと感じた。

...

翌日午前11時、裁判所の書記官から電話が入った。

「三崎先生、岩本さんの保釈決定が出ましたので、取りにきてください。保釈金額は160万円です。保釈金の納付は午後

3時までをお願いします。」

よし!!

三崎はすぐに岩本の母親に電話をして、保釈金額を伝えた。保釈決定がされても、被告人の親族が、その日に現金をもって弁護士事務所に来ることができず、振込をすることが多く、その場合、翌日以降、入金を確認した上で、それを引き出して、裁判所に納めることになる。折角、保釈が出て、保釈金をすぐに治めることは、なかなか難しいのである。しかし、岩本の母親は、自宅から電車で2時間かけて、事務所に現金を持参してくれた。午後2時であった。これから、保釈金を納付すれば午後5時頃までには釈放される可能性が高い。そこで、母親には、そのまま岩本が勾留されている警察署に行き、保釈決定が出たことを伝えてもらうことにした。早ければ夕方には釈放される。

あけび法律事務所<sup>9</sup>の事務員は、直ちに現金をもって、裁判所に向かった。しばらくして、事務員は事務所に戻り、保釈金を納付したことを報告してくれた。あとは、保釈された本人からの連絡を待つだけである。

午後5時過ぎ、岩本の母親から電話が入った。保釈された連絡であれば、岩本さん本人から電話があるはずだが、と思いつつ電話に出たところ、「まだ時間がかかるのでしょうか」との問い合わせであった。岩本の母親は、警察署近くの喫茶店で待機していたようである。三崎は、警察に問い合わせると述べ、電話を切り、警察署に電話をしてみた。

「弁護士の三崎ですが、岩本さんに保釈決定が出ていると思いますが、本日、いつごろ釈放されるかわかりますか？」

「あ、ちょっと待ってください…。あれ、岩本ならもう釈放されていますよ。」

「え?いつごろですか。」

「ちょっと、詳しくはわかりませんが、4時頃かと思います。」

三崎は、ひやりとしたものを感じたが、まさか岩本さんが逃亡するはずはないと思い直し、岩本さんの母親に連絡をした。

「岩本さんのお母さんですか?警察によれば、4時頃には釈放されたらしいです。」

「え?!でも、警察署から出てきていませんし、釈放されたら、携帯で電話とかしてきますよね。」

「そう思うのですが、…。家の方にもう戻られたのかもしれませんが…。」

「わかりました。家に戻ってみます。」

「お願いします。私は、この後、別件で事務所を出てまいりますので、もし、なにかあったら携帯電話に連絡をください。」



三崎は、不安な気持ちを抱えつつ、事務所を出た。まさか岩本さんが逃亡したとは思えない。逃亡したとなれば、保釈は取り消され<sup>v</sup>、保釈金160万円は没収<sup>vi</sup>になる。両親は、保釈金は裁判が終わった後に戻ってくるからこそ、無理をして準備をしたはずである。岩本さんもそのことは十分承知のはずであり、逃亡など考えていたとは思えない。おそらくは、どこかですれ違ったのだらうと思いつつ、しかし、警察署の出口は、一か所なのではないか、すぐ携帯で電話できたのではないか、などと悶々とした。

翌日、早めに事務所に行くと、留守番電話が入っていた。

再生ボタンを押す。

「ゴゴハチジハップンデス。ピー。」

「三崎先生。岩本です。すみません、釈放されて、もう、すぐにうちに帰ってきてしまいました！さっき、母親が帰ってきて、聞きました！警察署の近くで待っていてくれたみたいですが、お互い、全然、気が付きませんでした。携帯の電池も切れていて、連絡できなくて、すみませんでした。」

三崎は、ほっと一息をついた。これで、一件落着。さて、2週間後の岩本さんの裁判に向けて、準備を始めよう。

<sup>i</sup> 犯罪の嫌疑がかけられている者は、逮捕され、起訴されるまでは「被疑者」と呼ばれ、起訴されると「被告人」と呼ばれる。

<sup>ii</sup> 執行猶予判決は、例えば「懲役3年執行猶予5年」であれば、5年間刑の執行を猶予され、再犯などをせず5年を過ごすことができれば、刑務所に収容されなくてもよくなる制度である。5年以内に再度犯罪を犯した場合(同じ犯罪に限られない)には、執行猶予は取り消され、刑務所に行くことになる。

<sup>iii</sup> 統計データ分析家 本川裕氏サイト「社会実情データ図鑑」  
<http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/5210.html>

<sup>iv</sup> お忘れかもしれないが、三崎薫の所属事務所である。

<sup>v</sup> 保釈許可決定には、保釈の際の指定条件に違反した場合、保釈は取り消され、保証金が没収されることがあると記載されている。指定条件とは、指定された住居に居住すること、召喚を受けた時は、定められた日時に出頭すること、逃げ隠れをしたり、罪証隠滅と思われるような行為をしないこと、海外旅行または3日以上の旅をする場合には裁判所の許可を受けることなどである。

<sup>vi</sup> 一般に、法律家は、「ぼつとり」と読む。犯罪行為等に使用した凶器等に対する「没収」(刑法19条1項)と区別するためである。



## 連載企画 民事事件と弁護士

# 第1話 民事事件のはじまり



弁護士(第二東京弁護士会) 早乙女宜宏

連載企画  
民事事件と弁護士

### 1. 民事事件とは

まずは民事事件とは何かを説明しておきましょう。法廷ドラマを鑑賞していると、刑事事件と聞けばピンとくるものがあると思います。一方で、民事事件はといわれると、抽象的で範囲が広く、果たしてどういった事件を指しているのか判然としないのではないのでしょうか。

しかし、弁護士の取り扱っている事件の大半は民事事件といっても過言ではありません。なかには刑事事件を主に扱っている法律事務所も存在しますが、数としては少数です。民事事件はさらに細かく分けると、一般民事事件と家事事件とに分けられます。わかりやすく具体例をあげると、前者は、不動産問題(賃貸借や境界確定等)、借金問題、契約問題、損害賠償などであり、後者は相続問題、離婚問題、養育費問題などに係る事件を言います。これらを総称して、「民事事件」と呼んでいます(後者を家事事件と別に呼ぶこともある。)

### 2. 民事事件の受任

それでは、民事事件はどのように受任するのでしょうか。代表的な例をいくつか取り上げると、①事務所への飛び込み法律相談、②地方自治体や日本司法支援センター(いわゆる「法テラス」)での法律相談、③知人やその紹介といったルートが考えられます。

①は、今ではウェブサイト経由によるものが多くを占めます。弁護士によっては、SNSを活用して宣伝広告を行い集客している者もいるようです。②は、相談件数は多いですが、実際に受任にまで至る事件はそう多くはありません。さらに、近年では法律相談件数自体が減ってきています。③は、弁護士の個人的な知人や、過去に事件を担当した依頼者の紹介があります。稀なケースですが、過去の民事事件の相手方だった者から別件の依頼を受けることもあります。

弁護士は、これらのルートで民事事件を受任して、相手方

と交渉し、必要に応じて民事裁判をすることになります。事件を受任するときには、裁判によらなければ結論が出ないという事態を見据えた上で、依頼者にアドバイスをし、料金体系の説明をします。さもないと、交渉で終わると思っていた、こんなに費用がかかると思わなかった等と苦情を受けることになり、苦情で済まずに懲戒請求をされるおそれが常に付き纏っているのです。②③の受任ルートであれば、一応仲介者が存在するため、依頼者もある程度ふりいにかけている状態ですが、①の受任ルートでは、まったく見知らぬ第三者の事件を受任するかどうかの判断を迫られることになります。依頼者の性格も資金力も全く不明で、信頼関係が確立していない状況下での判断は困難がつきまといえます。ここで、弁護士が受任するかどうかを決定する諸要素を挙げると、私の場合は、①着手金、報酬金の支払い能力(分割払いも含め)、②事件の筋の良し悪し、③依頼者の要望が正当な利益であるかどうか、④コミュニケーションを取れるかどうか が挙げられます。事件を受任する際に勝てるかどうかで受任の許否を決めることはなく、依頼者に対し、「勝ち」を保障することはありません。というのは、相談時点では依頼者にとって有利な証拠しか目を通していないわけで、相手からいかなる反駁や反証が出てくるかは、始まってみないとわからないからです。勝てると保障する弁護士には気をつけましょう。それは慎重さに欠けるか、着手金に目が眩んでいるのかもしれません。

### 3. 受任後の弁護士の活動

弁護士と依頼者との間で民事事件委任契約書を交わし、正式に事件を受任すると、弁護士は、依頼者の「代理人」として活動することになります。活動内容は多岐に渡りますが、相手方に対して、挨拶も兼ねて内容証明郵便を送付して反応を見ることが多くあります。IT化が進み、電子内容証明郵便によって送れば、時間と費用が節約できますが、内容証明郵便

に弁護士印が押印してある方が受領者にインパクトを与えるという理由で、今も郵便局へ足を運んで送付する弁護士もいます。

うまくいけば、内容証明郵便が届くと受領者から返答があり、例えば未払代金請求事件であれば、未払代金を支払うという合意を得て、支払を確認後に、事件が終結することもあります。もっとも、一般には、支払わないのには、支払わない理由があるからであって(これを「抗弁」という。)、簡単には解決しません。そうすると、次の手段として民事訴訟の提起を考えることとなります。

#### 4. 民事訴訟の提起

民事訴訟を提起すれば、白黒ハッキリさせることができます。そうなれば全て解決と思うことでしょう。しかし、日本の民事裁判制度は、残念ながらそのようにはできていません。

例えば、100万円の未払代金請求の裁判で勝訴したとします。これにより、被告(弁済側)が、敗訴したから「任意」に支払えば、原告(請求者)は100万円を回収でき、目的を達することができます。では、敗訴してもなお支払わなかったら、又

は、支払う資力もなかったらどうなるでしょう。支払う側に財産があり、原告がその財産の在処を知っていれば(銀行口座を知っていれば差押えることもできますが、●●銀行××支店のように、支店まで特定する必要があります。)、これを民事執行法という法律に則って差押え、100万円を回収することができます。しかし、財産の在処を知らなければ、差押えをすることもできず、回収の手立ではありません。名誉ある100万円の勝訴判決は絵に描いた餅となるのです。

したがって、民事訴訟を提起するにあたっては、回収可能性についても常に考慮し、依頼者に説明をする必要があります。勝訴しても回収はできない、これでは依頼者にとって弁護士費用をかけた意味がありません(弁護士との契約によるが、報酬金は勝訴すると発生するので、回収できなくても依頼者は支払う義務がある。)

そこで、白黒はハッキリしないが、回収という実を取る手法が、裁判上の和解です。和解の場合では、裁判所を介しての絶妙な駆け引きが存在し、それは手練れた弁護士ほど大胆かつ巧妙に行います。今回は、和解の現場を覗いてみましょう。



会のうごき

## 入退会者情報

## 入会者

(支部名の下は入会年月日)

トチカオクチョウサシハウジン 土地家屋調査士法人 キョウリツツクリョウトウキジムシヨ 共立測量登記事務所	登録番号 01-0041	渋谷支部 2014/4/1	〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷5-2-17 TEL 03-5367-9939 FAX 03-5367-9940
シバヤ タカシ 澁谷 隆史	登録番号 7833	世田谷支部 2014/4/1	〒157-0064 世田谷区給田5-1-26-209号 TEL 03-6279-6283 FAX 03-6279-6295
キツカワ マナブ 橘川 学	登録番号 7834	田無支部 2014/4/10	〒202-0021 西東京市東伏見3-6-19 504号 TEL 042-451-5288 FAX 042-464-7688
ナガイ タダヒサ 永井 忠久	登録番号 7835	千代田・中央支部 2014/4/10	〒101-0021 千代田区外神田2-3-7 TEL 03-3252-2752 FAX 03-3252-2760
カワベ ノボル 河邊 昇	登録番号 7836	港支部 2014/4/10	〒108-0014 港区芝4-3-7 エムジー田町ビル TEL 03-6453-9941 FAX 03-6453-9943
イシカワ トシユキ 石川 俊之	登録番号 7837	武蔵野支部 2014/5/1	〒180-0022 武蔵野市境2-14-1 スイングビル603 TEL 0422-37-1797 FAX 0422-60-5614
ジョウエイ ゴウ 定 榮 豪	登録番号 7838	江東支部 2014/5/1	〒135-0053 江東区辰巳1-6-10-102号 TEL 03-6667-4435 FAX 03-6667-4425
シマザキ キヨコ 島崎 清子	登録番号 7839	足立支部 2014/5/12	〒123-0853 足立区本木2-30-16 クレストM2 101号室 TEL 03-5888-5668 FAX 03-3849-5258
ホリバ ヒロユキ 堀場 裕之	登録番号 7840	港支部 2014/5/20	〒105-0001 港区虎ノ門2-7-5 ビュレックス虎ノ門 TEL 03-6257-1084 FAX 03-6257-1085
トチカオクチョウサシハウジン 土地家屋調査士法人 ワタジ・タサキジムシヨ 渡司・田崎事務所	登録番号 01-0042	調布支部 2014/5/23	〒182-0007 調布市菊野台2-53-23 TEL 042-483-3031 FAX 042-481-4686
イナヨシ シンスケ 稲吉 伸輔	登録番号 7841	千代田・中央支部 2014/6/2	〒101-0044 千代田区鍛冶町2-6-1 TEL 03-3526-5202 FAX 03-3526-5204
カワマタ マキコ 川又 麻希子	登録番号 7842	港支部 2014/6/2	〒108-0073 港区三田3-14-11 鳥和三田ビル2階 TEL 03-5484-0272 FAX 03-5484-0273
ミヤチ ユキオ 宮地 幸夫	登録番号 7843	豊島支部 2014/6/2	〒171-0014 豊島区池袋4-30-21 TEL 03-3980-1335 FAX 03-3980-4669
アサヌマ ノブヒロ 浅沼 伸弘	登録番号 7844	田無支部 2014/6/2	〒187-0002 小平市花小金井4-2-16 TEL 042-439-5991 FAX 042-439-5992
ソウマ タケシ 相馬 豪	登録番号 7845	港支部 2014/6/10	〒106-0044 港区東麻布2-13-1 TEL 03-6441-0640 FAX 03-6441-0641
サカキハラ タケル 榊原 武	登録番号 7846	世田谷支部 2014/6/10	〒156-0055 世田谷区船橋1-3-1 TEL 03-3426-0672 FAX 03-3426-0679

## 入会者

(支部名の下は入会年月日)

センスイ シュウジ 泉水 修司	登録番号 7847	目黒支部 2014/6/20	〒153-0065 目黒区中町2-48-7-310号 TEL 03-6479-2295 FAX 03-6479-9127
ショウダ カズキ 庄田 和樹	登録番号 7848	台東支部 2014/7/1	〒110-0015 台東区東上野1-19-1 4階 TEL 03-3834-0863 FAX 03-3864-0864
ヤマモト ナオキ 山本 直樹	登録番号 7849	北支部 2014/7/1	〒115-0045 北区赤羽3-3-3-609号 TEL 03-6410-8476 FAX 03-3598-8739
トリイ タカユキ 鳥井 貴之	登録番号 7850	世田谷支部 2014/7/1	〒155-0033 世田谷区代田5-2-22 アルカディア下北沢201 TEL 03-6453-4970 FAX 03-6453-4971
ヤナガワ サタノリ 柳川 貞誉	登録番号 7851	西多摩支部 2014/7/1	〒190-0152 あきる野市留原129 TEL 042-596-3102 FAX 042-596-3102

## 退会者

橋川 克彦	中野支部	登録番号 5395	2014/3/25	業務廃止
船越 公吾	武蔵野支部	登録番号 890	2014/3/25	業務廃止
田村 恵一	世田谷支部	登録番号 7127	2014/3/26	退会
江淵 英彦	千代田・中央支部	登録番号 7702	2014/3/27	業務廃止
竹中 祥晃	田無支部	登録番号 7746	2014/3/27	退会
小林 源治	北支部	登録番号 6892	2014/3/28	業務廃止
齋藤 昇	千代田・中央支部	登録番号 4661	2014/3/28	退会
小松 福保	練馬支部	登録番号 770	2014/3/31	業務廃止
大松 誠二	多摩支部	登録番号 5698	2014/3/31	業務廃止
渋谷 正博	千代田・中央支部	登録番号 7689	2014/4/1	会変更(埼玉)
増沢 好文	北支部	登録番号 7567	2014/3/31	業務廃止
紙本 道則	足立支部	登録番号 5360	2014/4/20	逝去
市川 雅紀	台東支部	登録番号 6315	2014/4/21	会変更(神奈川)
神山 哲三	田無支部	登録番号 5860	2014/4/24	業務廃止
三澤 義守	杉並支部	登録番号 6995	2014/4/25	業務廃止
山田 丈介	八王子支部	登録番号 7277	2014/4/28	業務廃止
木村 葉廉	練馬支部	登録番号 7226	2014/5/1	会変更(埼玉)
永村 稔	西多摩支部	登録番号 6239	2014/5/26	業務廃止
白土 徳一	足立支部	登録番号 2641	2014/6/4	逝去
立和名 純一	立川支部	登録番号 6201	2014/6/20	退会
江口 徹	板橋支部	登録番号 5149	2014/6/30	業務廃止
古川 悦子	足立支部	登録番号 6942	2014/6/30	業務廃止
松木 正	大田支部	登録番号 5261	2014/7/1	会変更(神奈川)
小澤 祐介	台東支部	登録番号 7556	2014/7/1	会変更(埼玉)
小谷 裕	練馬支部	登録番号 1869	2014/7/2	逝去



会のうごき

# 東京土地家屋調査士会 第76回定時総会開催報告

平成26年5月30日(金)午前10時から、台東区の東天紅上野店「平成ホール」において本会の第76回定時総会が開催されました。



会場の様子

## 次第

1. 開会のことば
1. 東京法務局長表彰状授与
1. 日調連会長表彰状授与
1. 東京会会長表彰状・感謝状授与
1. 会長の挨拶
1. 来賓のご挨拶
1. 議長・副議長の選任



國吉会長

## 1. 議事録署名者の選任

### 1. 報告事項

#### 平成25年度会務及び事業経過報告

### 1. 議事

- 第1号議案 平成25年度収入・支出決算報告書(一般・特別会計)承認について
- 第2号議案 平成26年度事業計画(案)について
- 第3号議案 平成26年度一般会計収入・支出予算書(案)について
- 第4号議案 平成26年度用紙等特別会計予算書(案)について
- 第5号議案 平成26年度保険等特別会計予算書(案)について
- 第6号議案 平成26年度会館特別会計予算書(案)について
- 第7号議案 平成26年度周年事業特別会計予算書(案)について
- 第8号議案 平成26年度境界紛争解決センター特別会計予算書(案)について
- 第9号議案 平成26年度財政調整積立金特別会計予算書(案)について
- 第10号議案 平成26年度研修特別会計予算書(案)について
- 第11号議案 平成26年度災害対策基金特別会計予算書(案)について
- 第12号議案 東京土地家屋調査士会総会運営規則の制定(案)について
- 第13号議案 東京土地家屋調査士会綱紀委員会運営規則の一部変更(案)について

### 1. 閉会のことば



# 平成26年度 東京法務局長表彰の実施報告

東京法務局管内司法書士・東京土地家屋調査士表彰規程に基づく表彰が、去る5月30日(金)第76回定時総会の会場(東天紅上野店「平成ホール」)において執り行われ、下記名の顕彰者に対し、表彰状が授与されるとともにご懇篤な祝辞を賜りました。



会のうごき

記

平成26年度東京法務局長表彰者名簿(土地家屋調査士)

奥山 慎(文京支部)	田中 唯治(目黒支部)
大倉 健司(足立支部)	早川 政人(八王子支部)
村上 和義(江戸川支部)	山口 誠(府中支部)
柴崎 叶(新宿支部)	仁科 渡(府中支部)
内藤 和成(中野支部)	羽鳥 光明(武蔵野支部)
小川 實(大田支部)	青山 喜一(立川支部)
橋立 二作(渋谷支部)	

※表彰条項:第2条第1号該当(上記13名全員)



## 各部からのお知らせ

# 本会会館内における 夏季服装の軽装化の実施について

〔総務部〕

平素は、会務運営にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、本年も昨年同様、環境省が推進する地球温暖化防止及び夏場の電力節減対策に協力すべく、5月1日から10月31日までの期間、軽装化(クールビズ)を実施することとなりましたので、お知らせします。

## 2013年度版 「東京土地家屋調査士会会員名簿」正誤表

〔総務部〕

平成25年11月1日付け発行の「東京土地家屋調査士会会員名簿」に、次のとおりの誤りがありましたので、ここに謹んで訂正いたしますとともに、関係の皆様にお詫びいたします。

(平成26年5月27日現在)

頁	訂正箇所(会員名等)	欄	正	誤
103	五味 貞 幸	事務所	FAX 042(625) <u>5335</u>	FAX 042(625) <u>5353</u>





## 各部からのお知らせ

# 会費の自動振替口座の残高確認について

〔財務部〕

会員各位におかれましては、会費の自動振替制度にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当会の会費につきましては、会則別紙の4の定めに基づき、1年間で4期に分け、各期分を前納することとされております。

つきましては、平成26年度における「会費の自動振替の年間スケジュール」をお知らせ致しますので、振替不能等の行き違いなどありませんよう、振替日が近づきましたら、預金口座の残高をご確認くださいませよう、お願い致します。

## 【平成26年度 会費の口座振替年間スケジュール】

口座振替日	振替対象期	振替対象月
平成26年7月28日（月）	平成26年度第2期分	平成26年7月～9月
平成26年10月27日（月）	平成26年度第3期分	平成26年10月～12月
平成27年1月27日（火）	平成26年度第4期分	平成27年1月～3月

※残高不足等により振替不能の場合は、直接本会にお振込いただくこととなります（振込手数料については、各自のご負担となります）。



## 各部からのお知らせ

# 「くらしと事業のよろず相談会」 実施のお知らせ

〔広報事業部〕

本会が参画している「よろず相談実行委員会」は、毎年、10土業の専門家延べ100余名が一堂に会して、合同での無料街頭相談会を開催しております。今年も、昨年に引き続き、新宿駅西口広場イベントコーナーにおいて開催することとなりましたので、お知らせいたします。

なお、この相談会の特徴は、各土業が得意とする分野の問題について当該土業の専門家が相談に応じるだけでなく、各種専門家がチームを組み、それぞれの「強み」を生かし、合同で相談に応じる「合同相談方式」を採用し、広く実践的に対応するところにあります。例えば、相続問題に関しては弁護士と司法書士が、土地の境界問題ではわれわれ土地家屋調査士のほかに弁護士や司法書士等がチームを組んで相談にあたるなど、問題の内容に応じて、暮らしと事業の様々なお悩みにお応えします。

従って、相談者においては、ワンストップで様々な角度から専門家のアドバイスを受けることができるメリットがあります。

皆さまのご来場を、お待ち申し上げております。

## <開催概要>

開催期間：平成26年10月25日（土）

開催時間：10時30分～16時30分（予定）

相談料：無料

予約：不要

会場：新宿駅西口広場イベントコーナー

参画土業：東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、東京司法書士会、東京税理士会、東京都社会保険労務士会、一般社団法人中小企業診断協会東京支部、東京都行政書士会、日本弁理士会関東支部、日本公認会計士協会東京会、公益社団法人東京都不動産鑑定士協会、東京土地家屋調査士会（順不同）



## その他通知等

# 東日本大震災に関し被災者生活再建支援法が適用された地域に所在する土地を対象土地とする筆界特定の申請についての手数料の算定における当該対象土地の価額の取扱いについて

日調連発第362号  
平成26年3月31日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

東日本大震災に関し被災者生活再建支援法が適用された地域に所在する土地を対象土地とする筆界特定の申請についての手数料の算定における当該対象土地の価額の取扱いについて（依頼）

標記の取扱いについて、法務省民事局民事第二課長から当職あて別添のとおり、依頼がありました。

本件は、仙台法務局及び盛岡地方法務局管内の一部の市町村において、本年4月1日以降に、地方税法第349条第3項ただし書又は附則第17条の2第1項若しくは第2項の規定による登録の価格が決定された場合に、当該市町村の区域に所在する土地を対象土地とする筆界特定の申請についての手数料の算定における対象土地の価額の認定等の取扱いについて示すものであります。

つきましては、当該取扱いについての貴会会員への周知及び協力方について配慮いただきますようお願いいたします。

法務省民二第220号  
平成26年3月24日

日本土地家屋調査士会連合会会長 殿

法務省民事局民事第二課長

東日本大震災に関し被災者生活再建支援法が適用された地域に所在する土地を対象土地とする筆界特定の申請についての手数料の算定における当該対象土地の価額の取扱いについて（依頼）

標記について、別添のとおり、法務局民事行政部長及び地方法務局長宛てに当職依命通知を发出了ましたので、お知らせします。

つきましては、この取扱いについての会員に対する周知及び協力方について、よろしくお取り計らい願います。

【機密性 2 完全性 2 可用性 2】

法務省民二第218号

平成26年 3月24日

法務局民事行政部長 殿

地方法務局長 殿

(仙台及び盛岡以外は、参考送付)

法務省民事局民事第二課長

東日本大震災に関し被災者生活再建支援法が適用された地域に所在する土地を対象土地とする筆界特定の申請についての手数料の算定における当該対象土地の価額の取扱いについて（依命通知）

仙台法務局及び盛岡地方法務局管内の一部の市町村においては、本年4月1日以降に、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条第3項ただし書又は附則第17条の2第1項若しくは第2項の規定による登録の価格（以下「登録価格」という。）が決定されることとなる予定ですが、当該市町村の区域に所在する土地を対象土地とする筆界特定の申請についての手数料の算定における対象土地の価額の認定等の取扱い（不動産登記法（平成16年法律第123号）第131条第3項等）については、下記のとおりとすることとされましたので、貴管下筆界特定登記官に周知方お取り計らい願います。

記

- 1 本年4月1日以降に登録価格が決定された場合にあつては、当該登録価格を対象土地の価額として手数料の額を算出した上で、現に納付された手数料の額が過大となる部分の手数料の額につき、申請人に対し、登録価格の改定に伴い、納付済みの手数料の額が過大であったことが判明した旨及びその差額に相当する金銭の払戻しを受けるためには払戻請求書を提出する必要がある旨を通知するとともに、払戻請求書用紙を送付する。
- 2 1の場合において、現に納付された手数料の額が当該登録価格を基に算出された手数料の額より過少となるときは、過少納付があつたものとして取り扱うことを要しない。



その他通知等

# 土地家屋調査士法施行令の一部改正について

日調連発第10号  
平成26年4月7日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

## 土地家屋調査士法施行令の一部改正について（通知）

標記施行令が、「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」の制定により一部改正され、本月1日から施行されましたので、官報の写しをもって通知します。

今回の一部改正は、公共嘱託登記土地家屋調査士協会の業務対象となる事業に関し、同施行令第4条に規定する「土地家屋調査士法第63条第1項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者」として、同条第1号にいう「土地改良事業」及び同条第7号にいう「農業振興地域の区域内において行われるもの」における農地保有合理化法人を除し、新たに同条第8号として「農業経営基盤強化促進法第7条各号に掲げる事業 農地中間管理機構」を加えるものです。

なお、同施行令附則第4条に経過措置規定が設けられておりますので、留意願います。

また、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成23年法律第73号）により、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構が、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「地域医療機構」という。）に改組されるところ、土地家屋調査士法第63条第1項の規定の適用については、地域医療機構を国とみなすことを規定しているものです。

※当該文中の「通知の写し」については、誌面の都合上、省略させていただきます。

詳細は、本会HP「会員の広場」にてご確認ください。



## その他通知等

# 「住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市町村長の証明事務の実施について」(国土交通省住宅局長通知)の一部改正について

日調連発第13号  
平成26年4月7日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

「住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市町村長の証明事務の実施について」(国土交通省住宅局長通知)の一部改正について(参考送付)

法務省民事局民事第二課補佐官から法務局民事行政部首席登記官(不動産登記担当)及び地方法務局首席登記官(法人登記担当を除く。)あて標記の事務連絡が発せられましたので、参考のため送付します。

なお、改正の概要は、下記のとおりです。

### 記

所得税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第10号)の施行に伴い、個人が、本月1日から平成28年3月31日までの間に、宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われた一定の住宅用家屋を同業者から取得する場合における当該住宅用家屋に係る所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率を軽減する措置が講じられた(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第74条の3。本月1日施行)が、この新しい軽減措置の適用を受けるためには、従来と同様その登記の申請書に当該住宅用家屋の所在地の市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書の添付を要するものとされているところ、昭和59年4月1日以降に新築し、又は取得した住宅用家屋の証明事務については、平成26年4月1日付け改正建設省住民発32号国土交通省住宅局長通知によるものとするもの。

機密性 2 完全性 2 可用性 2

事務連絡  
平成26年4月2日

法務局民事行政部首席登記官 殿  
(不動産登記担当)

地方法務局首席登記官 殿  
(法人登記担当を除く。)

法務省民事局民事第二課 江口補佐官

「住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市町村長の証明事務の実施について」(国土交通省住宅局長通知)の一部改正について

所得税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第10号)の施行に伴い、個人が、本月1日から平成28年3月31日までの間に、宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われた一定の住宅用家屋を同業者から取得する場合における当該住宅用家屋に係る所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率を軽減する措置が講じられた(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第74条の3。本月1日施行)ことを踏まえ、市町村長の住宅用家屋の証明事務に関し、別添のとおり、本月1日付けで国土交通省住宅局長から各都道府県知事・各政令指定都市の長宛てに通知が発出されました。

つきましては、同通知の写しを参考送付しますので、関係職員に周知方お取り計らい願います。

※当該文中の「通知の写し」については、誌面の都合上、省略させていただきます。

詳細は、本会HP「会員の広場」にてご確認ください。



# 東京法務局府中支局における登記事務 管轄の変更について

機密性 2 完全性 2 可用性 2

2 調 2 第 9 号  
平成26年 4 月 9 日

東京土地家屋調査士会  
会 長 國 吉 正 和 殿

東京法務局長 石 田 一 宏

## 東京法務局府中支局における登記事務管轄の変更について（通知）

平素から、法務行政につきまして格別の御理解と御協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、現在、当局府中支局の管轄である国立市及び国分寺市については、平成26年7月22日付けをもって当局立川出張所に登記事務管轄を変更し、同日から同出張所において業務を開始することになりましたので通知します。

つきましては、貴会支部、会員等の皆様に周知していただきますようお願い申し上げます。

その他通知等



## その他通知等

# オンライン申請環境設定ソフト「らくらく」の提供終了について

平成26年 5月16日

各土地家屋調査士会 御中

日本土地家屋調査士会連合会  
オンライン登記推進室長

## オンライン申請環境設定ソフト「らくらく」の提供終了について（お知らせ）

オンライン申請に係る環境設定については、平成23年2月から法務省による登記・供託オンライン申請システムの運用が開始されたことにより、現在では、ICカードドライバ及び申請用総合ソフトがあれば、基本的なオンライン申請の利用が可能となっています。他方、連合会が提供している「らくらく」については、Java（バージョン6 Update22）（以下「Java」という。）に、脆弱性（セキュリティ上危険な状態）が報告されている事情にあります。

このたび、当推進室において、以前から脆弱性が指摘されているJavaを搭載している「らくらく」を提供することの適否について再度検討し、早期に「らくらく」の提供を終了するという結論に至り、本月末日をもって、「らくらく」の提供を終了することとしますので、ご承知おき願います。

なお、Javaの脆弱性に係る対処方法等は、別添のとおりとなっておりますので、併せてお知らせします。

おって、「らくらく」提供終了後におけるオンライン登記申請のための環境設定手順については、より分かりやすい資料を現在作成しており、完成次第、連合会ホームページに掲載しますので、今後のお知らせ等については、当該ホームページをご覧ください。





## その他通知等

# 国土調査法第19条第5項指定申請手続に係るQ&A集の作成と連合会ホームページ上での追加掲載について

日調連発第77号  
平成26年6月16日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

国土調査法第19条第5項指定申請手続に係るQ&A集の作成と連合会ホームページ上での追加掲載について（ご案内）

当連合会の会務運営につきましては、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本年4月4日付け日調連発第7号をもって、当連合会ホームページの会員の広場に「土地家屋調査士のための国土調査法第19条第5項指定申請手続マニュアル」の掲載をお知らせしたところですが、この度、標記Q&A集を追加掲載しましたのでご案内します。

マニュアルと併せて貴会会員へ周知いただき、国土調査法第19条第5項指定申請を活用した地図作りへの積極的な参画の際の参考としていただきますようお願いいたします。

なお、Q&Aにつきましては、今後も、会員からのご意見を参考に追加していく予定ですので、質問等がございましたら、Eメールにより連合会事務局(rengokai@chosashi.or.jp)あてにお願いします。

その他通知等

# 東京法務局多摩出張所の統合による廃止について

機密性 2

2 調 2 第 35 号  
平成26年6月23日

東京土地家屋調査士会  
会長 國 吉 正 和 殿

東京法務局長 石 田 一 宏

東京法務局多摩出張所の統合による廃止について（通知）

平素から、当局の法務行政の運営につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成26年11月4日付けをもって当局多摩出張所を廃止し、同出張所の管轄である多摩市及び稲城市については当局府中支局に登記事務管轄を変更し、同日から同支局において業務を開始することになりました。また、日野市については立川出張所に登記事務管轄を変更し、同日から同出張所において業務を開始することになりましたので通知します。

つきましては、貴会支部、会員等の皆様に周知していただきますようお願い申し上げます。

## 編集後記

会報編集副委員長 浅川正雄

早いもので会報編集委員に任命されてから、4号目の発刊となりました。前号での清瀬市での出前授業、また、本号では、練馬支部の凧あげ大会の取材に赴き、各支部が行っている様々な制度広報活動に、直に接することが出来ました。練馬支部の石瀬さんのレポートにあるとおり、参加者の大凧が並んだときには、練馬支部の凧は文字だけで地味だなと感じましたが、空に揚がってみると「東京土地家屋調査士会 練馬支部」の文字がはっきりと読み、土地家屋調査士という資格を知ってもらうのには良い広報活動だと思いました。

まだまだ、記事を書くのにも慣れず、稚拙な文章ばかりですが、これからも、各支部で行っている制度広報活動を取材し、会員の皆様にご報告したいと思っています。

### ごきょう

2014年 夏号 No.598 (2014年7月15日発行)

企画・編集： 東京土地家屋調査士会会報編集委員会

発行： 東京土地家屋調査士会 会長 國吉正和

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館1階

TEL：03-3295-0587 / FAX：03-3295-4770

URL：<http://www.tokyo-chousashi.or.jp/>

表紙デザイン・印刷： 新日本法規出版株式会社

\* 禁無断転載



## 表示登記相談のご案内

### ◆ 本部定期相談

開催場所： 東京土地家屋調査士会

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館

TEL：03-3295-0587

開催日時： 毎週月曜日（午後1時00分～午後4時30分）

毎週木曜日（午後1時00分～午後4時30分）

その他： ※ 事前の電話予約が必要です。予約の上、ご来会ください。

※ より多くの方にご利用いただくため、同一内容、又は同一物件の相談につきましては、複数回の相談はお受け致しかねます。

ただし、資料不足等により、継続案件として取扱うこととなった場合には、この限りではありません。

### ◆ 支部定期相談

開催日時・場所等につきましては、各支部等にお問い合わせください。

詳細については、当会ホームページ（<http://www.tokyo-chousashi.or.jp/>）にて掲載されておりますので、ご参考ください。

### ◆ 特設相談

「表示登記の日（4月1日）」と「法の日（10月1日）」にちなみ、4月と10月に、東京土地家屋調査士会各支部にて相談会を臨時で開催することがあります。

開催日時・場所等につきましては、当会ホームページ（<http://www.tokyo-chousashi.or.jp/>）にて告知されますので、ご参考ください。

### ◇ 相談の対象

土地家屋調査士が行う次の事業に関する事項が相談対象となります。ただし、個別具体的な書類の記載方法等に関するご相談・指導につきましては、無料相談では応じかねますので、あらかじめご了承ください。

土地： 境界確認、鑑定測量、分筆・合筆・地積更正・地目変更等の各登記

建物： 新・増・改築の表示・変更・更正登記、区分・合併・分割・滅失等の各登記

調査測量： 土地・建物の調査・測量

その他： 公共嘱託登記、審査請求手続、その他不動産の状況に関する事項等

## 常設「支部無料相談実施箇所」一覧表

平成26年4月1日現在

支部名	実施日	時間	場所
千代田・中央	毎月第3木曜日	13:00～15:00	千代田区役所 2階区民相談室
	毎月第4木曜日	13:00～16:00	中央区役所 1階区民相談室
港	毎月第3木曜日	13:00～16:00	東京法務局港出張所 2階ロビー
台東	毎月第2火曜日	13:00～16:00	台東区役所 1階区民相談室
	毎月第4火曜日		
江東	毎月第2水曜日 2・8月のみ第一水曜日	13:00～15:00	江東区役所 本庁舎2階ロビー常設相談コーナー
足立	毎月第2水曜日	13:00～16:00	足立区役所 北館3階 区民の声相談課
江戸川	毎月第1土曜日	13:00～16:00	グリーンパレス 江戸川区民センター3階相談室
	毎月第3土曜日		
葛飾	毎月第3木曜日	13:00～16:00	葛飾区役所 2階区民相談室
新宿	毎月第2火曜日	13:00～16:00	新宿区役所 第一分庁舎2階相談室
中野	毎月第2火曜日 (1月開催無し)	13:00～16:00	中野区役所 1階専門相談室(予約制)
	毎月1回 (8月開催無し)	10:30～16:00	中野区役所 1階ロビー(詳細については、区役所にお問い合わせください。)
練馬	毎月第1木曜日	13:00～16:00	練馬区役所 区民相談所(予約制)
	毎月第3木曜日		練馬区役所 石神井庁舎2階 区民相談室(予約制)
	毎月第1月曜日		
大田	偶数月第1水曜日 平成26年10月以降は、 毎月第1水曜日13:00～ 16:00の開催になります。	9:00～16:00	大田区役所 1階ロビー
渋谷	2・5・8・11月中に1回ずつ	詳細は渋谷支部まで	渋谷区立勤労福祉会館又は渋谷区立商工会館5階
目黒	毎月第3月曜日	13:00～16:00	目黒区総合庁舎 1階
豊島	毎月第3水曜日	10:00～12:00	豊島区民センター 2階第3相談室
北	毎月第1木曜日	13:00～16:00	北区役所 3階区民相談室
荒川	毎月第3木曜日	13:00～16:00	荒川区役所 区民相談室
八王子	毎月第2火曜日 (1・2月は1回(日曜日))	13:00～15:30	八王子市役所 八王子駅南口総合事務所
町田	毎月第1木曜日	13:00～16:00	町田市役所 市民相談所(予約制)
	毎月第3木曜日		
府中	毎月第1水曜日	13:00～16:00	小金井市役所 市民相談室
調布	毎月第3金曜日	13:00～16:00	調布市役所 2階ロビー
	毎月第4木曜日		狛江市役所 市民相談室
武蔵野	毎月第3月曜日	13:00～15:00	三鷹市役所 2階市民相談室
	不定期(年8回程度)	10:00～15:00	武蔵野市役所 1階ロビー
田無	毎月第3木曜日	13:30～16:30	西東京市役所 保谷庁舎市民相談室
	毎月第2火曜日	13:00～16:00	小平市役所 市民相談室
	毎月第2木曜日	13:30～16:30	西東京市役所 田無庁舎市民相談室
	毎月第1水曜日	13:00～16:00	東久留米市役所 市民相談室
	毎月第1水曜日	9:30～11:30	清瀬市生涯学習センター(予約制)
	毎月第2火曜日	13:00～15:00	東村山市役所 市民相談室
立川	毎月第2水曜日	13:00～16:00	武蔵村山市役所(3日前までに要予約)
西多摩	毎月第1木曜日	13:30～16:30	福生市役所 市民相談室
	毎月第3金曜日		青梅市役所 3階市民相談室
	毎月第3金曜日		あきる野市役所(秋川庁舎内) 市民相談室
	偶数月第3火曜日		羽村市役所内 第1市民相談室

用紙類購入申込書 (宅配用)

FAX送信先: 03-3295-4770

東京土地家屋調査士会 会長 殿

事務所所在地:

電話番号: ( ) -

登録番号: 東京第 号

氏名: (職印)

(平成 年 月 日申し込み)

※ /	※担当
-----	-----

No.	品名	仕様(枚)	金額(円)	数量	合計(円)	No.	品名	仕様(枚)	金額(円)	数量	合計(円)
709	地積測量図(洋紙)	50	900			171	図面用白紙穴有	100	1,630		
711	土地所在図	50	900			173	〃 穴無	100	1,050		
712	地役権図面	50	1,200			777	登記識別情報用封筒(レザック)	50	5,000		
713	建物併用図(洋紙)	50	900				〃 (青色普通紙)	50	5,000		
715	証明書(土地所有者又管理人)	100	600				〃 (うぐいす色普通紙)	50	5,000		
716	工事完了引渡証明書	50	250			778	目隠しシール	100	1,000		
717	建物滅失証明書	50	250			779	重要書類ポリ袋	100	5,000		
718	承諾書(権利の消滅)	100	600			763	表紙	50	900		
723	受託票	50	300			761	登記済証(A4色上質) 枠のみ(A4色上質)	50	900		
724	筆界確認書	50	250			155	平安	100	1,590		
725	立会会証明書	50	350			157	A3 OΛ和紙W/P1600(厚)	100	1,680		
726	立会通知ハガキ	50	450			178	プロ用B 平安	100	1,050		
731	委任状	50	250			179	プロ用B OΛ和紙W/P1200(厚)	100	1,230		
733	事件簿	50	600			154	和紙A 平安	100	840		
736	請求・領収書(復興特別所得税対応) ※H27.3.31まで使用可	50	700			159	和紙A4 OΛ和紙W/P1000(厚)	100	1,050		
780	請求・領収書(新様式・内税)	50	600			274	OΛ和紙W/P1(アイ)	100	1,460		
781	請求・領収書(新様式・外税)	50	600			275	登記完了証	50	700		
741	地形図	50	650			276	偽造防止用紙(A3)	50	900		
742	土地境界図和紙(A2)無地	25	2,500				小計				円
743	〃 (A1)無地	10	1,500				梱包料・送料等				円
788	〃 (A2)無地厚口	10	2,000				請求金額				円
787	〃 (A1)無地厚口	10	2,500								円
785	土地境界図上質紙(A2)無地	25	650								円
786	〃 (A1)無地	10	550								円

配達指定日: 月 日 ( ) 午前・午後

●配達日指定の場合だけ、ご記入下さい(宅配のみ)。

●発送方法  
 宅配  郵便

来店(清申印刷)  
 ※要 東京会宛事前FAX

●お支払いについて  
 宅配業者による代金引換払いとなります。

※印の欄は記入しないで下さい。

※翌日の配送をご希望の場合は、前日の午後3時00分までにご注文ください。ただし、前日・翌日ともに平日の場合に限ります。

# 月刊登記情報 & 登記先例解説集 電子復刻版 DVD

登記・供託実務をサポートし続けてきた『月刊登記情報』を  
前身の『月刊登記先例解説集』とともに一挙にデジタル化した  
「月刊登記情報&登記先例解説集 電子復刻版DVD」が、  
発売以来、好評を博している。  
多彩な検索機能や関連情報への瞬時のジャンプが大きな特長だ。  
今回は製品の概要と特長についてご説明していこう。



## 50年にわたり 登記・供託実務をサポート

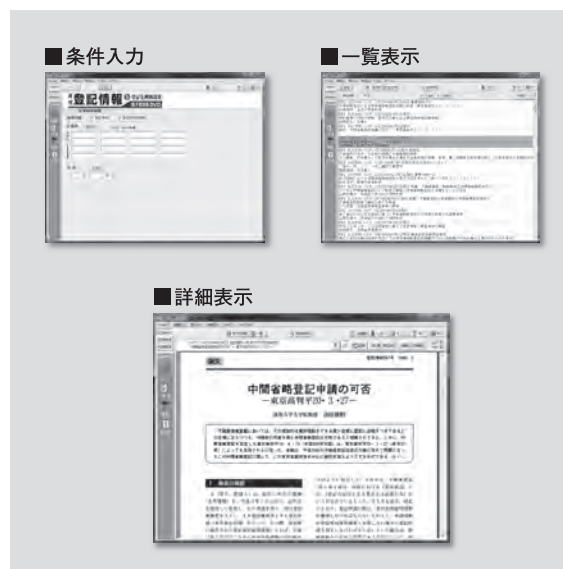
「月刊登記情報」は、前身の「登記先例解説集」が昭和36年に第1号を発行以来、創刊50周年を迎えた。その間、担当官による法令・先例・新制度の解説、登記官・供託官による実務報告・実務解説、司法書士・土地家屋調査士による申請者側のノウハウの紹介、さらには登記・供託関連の先例・判例など、常に登記・供託実務をサポートする有益な情報を提供し読者から好評を得てきた。

## 創刊号から616号までを電子化し、 バックナンバー絶版の問題を解決!

しかし、古いバックナンバーは絶版となっており、それらの号の内容を知りたいという要望に応えることができない状態だった。また、仮に全てのバックナンバーを所蔵していたとしても、膨大な記事から目的の記事を適切かつ迅速に検索することは非常に難しく、多大な時間を労する。ところがこの問題を見事に解決する製品が登場した。登記先例解説集の創刊号から登記情報616号までの616冊をデジタル化し、DVDに収録した「月刊登記情報&登記先例解説集 電子復刻版DVD」である。

## デジタルだからこそ 多彩かつ強力な検索機能

多彩な検索方法により全616冊から必要な記事を瞬時に検索することができるのは、デジタルならではの特長と言えよう。掲載記事は誌面そのままをPDFファイルにして収録しているため印刷すれば書籍のコピーそのもの。さらに、記事に引用された先例や判例が収録されている場合は、クリックだけで瞬時に表示できるため、これまで膨大な時間をかけていた調査作業は飛躍的に効率化される。まさにこれからの時代に必須の情報ツールだ。



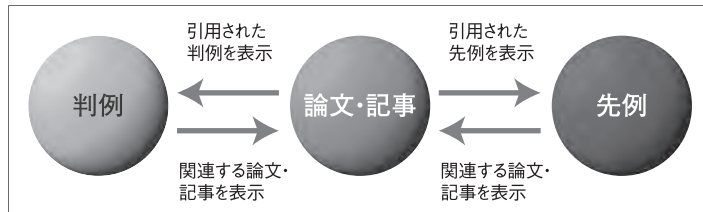
■ 収録範囲

■ 月刊登記先例解説集	第1号(昭和36年7月発行)～第412号(平成8年3月発行)までの412冊
■ 月刊登記情報	第413号(平成8年4月発行)～第616号(平成25年3月発行)までの204冊

※第581号～第616号までは追補版に収録されております。

■ 特長

- 「月刊登記先例解説集」はすべての号を、「月刊登記情報」は413号から616号までをDVDに収録。
- PDFファイルの採用により誌面そのままを参照・印刷可能。
- 「論文・記事」については、号・頁、著者・肩書き、発行年による検索に加えて、論文・記事全文からの任意語検索を実現。
- 「先例」については、号・頁、発出日付、発出主体、先例番号からの検索に加えて、任意語による全文検索を実現。
- 「判例」については、号・頁、法令条文、裁判所、事件番号、裁判日付からの検索に加えて、任意語による全文検索を実現。
- 先例約6100件に加えて、論文・記事に引用された登記関連判例約7400件を収録。
- 検索CD-ROMにより、膨大な本誌データを一挙に通し検索可能。
- 関係論文、引用先例、引用判例など関連情報の追跡機能を装備。



本体価格:120,000円+税  
追補版価格:6,000円/年+税

登記先例解説集誌・登記情報誌の特長

- 登記・供託実務にかかわる法令・先例・新制度などについて、担当官による解説を掲載し、確かな実務指針を提示。
- 登記官・供託官による実務報告・実務解説を豊富に掲載し、現場での運用を紹介。
- 司法書士・土地家屋調査士による解説も充実。申請者側のノウハウを紹介。
- 登記・供託関連の先例を多数掲載。登記国賠訴訟、筆界確定訴訟など登記関連の判例も充実。



「月刊登記情報」1年間  
無料購読サービス実施中!

ただいま「月刊登記情報&登記先例解説集 電子複製版DVD」をご購入いただくと、「月刊登記情報」を1年間無料で購読いただけます。

「月刊登記情報」を定期購読されている方へ 無料購読に換えて特別優待割引にてご提供致します。

登記インターネット

電子複製版DVD

同時販売中!



「月刊登記情報&登記先例解説集 電子複製版DVD」との併用により、先例約6500件、判例約8000件が参照可能!

詳しくは、「月刊登記情報&登記先例解説集 電子複製版DVD」のHPでご覧ください。

詳しくは...

登記情報 DVD

検索

■ 販売会社 株式会社 LIC

〒107-0062 東京都港区南青山2-6-18 渡邊ビル  
TEL 03-3401-5181 FAX 03-5412-0535  
<http://www.hanreihisho.com>

## 相談にのるゾウ

お隣さんとの境界が分からないときや、建物を新築・取り壊したとき、登記手続きが分からないときは、お気軽にご相談下さい。

## 杭を入れるゾウ

自分の土地に境界標が設置されているかどうか、もう一度確認しておきましょう。

# 土地や家屋を支えるゾウ

## 測量をするゾウ

土地家屋調査士は調査や測量を行って境界の情報がわかる図面を作り、トラブルのない安心な暮らしを守るお手伝いをしています。

## 地図を作るゾウ

正確な地図を作るために、土地家屋調査士が作成した「地積測量図」と「境界(筆界)確認書」を大切に保管しておきましょう。

エコゾウ&トッチ



杭を残して悔いを残さず  
東京土地家屋調査士会

※より多くの方にご利用いただくため、同一内容、又は同一物件の相談につきましては、複数回の相談はお受け致しかねます。  
ただし、資料不足等により継続案件として取扱うこととなった場合には、この限りではありません。  
※個別具体的な書類の記載方法等に関するご相談・指導については、無料相談では応じかねますので、あらかじめご了承ください。

発行所 東京土地家屋調査士会 © 〒101-0061 東京都千代田区三崎町 1-2-10 土地家屋調査士会館

TEL 03-3295-0587 FAX 03-3295-4770 URL <http://www.tokyo-chousashi.or.jp/> e-mail [info@tokyo-chousashi.or.jp](mailto:info@tokyo-chousashi.or.jp)

東京土地家屋調査士会報「とうきょう」年4回(1・4・7・10月)15日発行 定価1部 200円 購読料 東京土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収